

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

——円珍文書・敦煌文献との比較を通じて——

齊 会 君

はじめに

本稿でいう「円仁文書」とは、入唐僧円仁の旅行記『入唐求法巡礼行記』（以下『行記』と略称）に収録された文書のうち、円仁自身の手で記し提出した文書をいう。円仁は日本の承和五年（八三八）に博多津を出航し、承和十四年（八四七）に帰国した。この間、彼は中国各地を巡り、行く先々の官署・寺院・個人宛に多くの文書を提出した。『行記』にはそれらが抄録され、さらには円仁が受け取った文書も筆記されているが、ここでは比較の都合上、円仁が記した文書を取り上げる。

一方、円珍は仁寿五年（八五三）に新羅商人の船で入唐

し、天安二年（八五八）に唐商人の船で帰国した。彼も唐での経歴を旅行記『行歴抄』に記したが、円仁とは違って、唐で提出した文書を旅行記に抄録せず、その原本を残した。したがって、ここで取り上げる「円珍文書」とは、『園城寺文書』第一巻〔1〕に採録された円珍関係文書のうち、円珍自身の手で作成し、唐の官署・個人宛に提出した文書をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所（通関手形）・公驗（旅行証明書）であり、本稿ではそれらから元文書である円珍作成の文書を抽出し、比較対象とする。

『行記』は日本人僧の円仁が入唐して、中国各地を巡礼しながら得た見聞を漢文でつづった日記体の旅行記であり、九世紀の中国の社会・風俗を再現する重要な文献である。円仁の事績を追究するのみならず、唐代の社会や歴史につ

いて研究する場合にも、貴重な資料として高く評価されている。ただし、従来の『行記』をめぐる諸研究²は主に唐代の仏教、都市、社会、政治経済、交通地理などに関する記述に関心が寄せられており、『行記』に見える文書に関する考察については、青木孝氏と中村裕一氏⁴の研究しか見られない。前者は円仁の書状に訳注を施し、官府宛の書状を公牘、個人宛の書状を半公牘とし、一部の牒と挨拶状を例に『司馬光書儀』（「書儀」とは文書の書式案例）や敦煌文献と比較し、書状の言語に簡単な考察を加えたものであり、後者は空海・円仁の書札に見える「謹空」の語を考察したものである。しかし、先行研究では円仁文書の一部しか取り上げておらず、数多くある円仁文書がどの種類の文書に該当し、彼の巡礼生活においてどのような役割を果たしたかにはまだ言及していない。

唐代の官文書には、官府間で授受される符式（下達）・解式（上申）・移式（平行）と、官府内の本局と別局間で授受される牒式（下達）・刺式（上申）・関式（別局間での平行）の合計六種類があった。このほか『唐六典』には、個人の発する文書として、官人の上申文書たる牒式が、また庶人の上申文書の辞式がそれぞれ定められている。また、実際に使われた原文書である敦煌文献には、上述の文書のほかに、官府・官人が下達する「帖」式、官府・官人が発

する「状」式の存在が確認できる。⁵一方、『行記』に収録された円仁文書には、個人として官府・寺院に提出した公的文書、及び官人・僧侶に発した私的文書などがある。それならば、唐の官文書と円仁の提出した公的文書とは、書式上どの程度共通するののか、あるいはまったく共通しないのか。これは、当時の中国に入国した外国人の行動意識に関わる問題であり、ひいては、当時のいわば民間における日中交流の実態に関わる問題である。そこで、本稿では、円仁文書を取り上げて、この問題に迫ってみたい。

なお、円仁文書を円珍文書・敦煌文献と比較するとはいつても、切り口を定めずに闇雲に比較しては、かえって收拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分類し、その後それらを円珍文書・敦煌文献と比較する手順を踏む。また、本稿で示す円仁文書の丸番号は、『行記』抄録の文書を登場順に通し番号を付したものである。ここでは「状」文書を取り上げるので、それ以外の文書番号は本稿には現れない。

第一節 円仁文書の種類

唐代の公的な上申文書については、『唐六典』卷一、尚書都省に、

凡下之所以達上、其制亦有六、曰表・狀・牒・啓・辭・牒。表上於天子、其近臣亦為狀。牒、啓於皇太子、然於其長

亦為之、非公文所施。九品已上公文皆曰牒、庶人曰辭。

とあり、同書卷八、門下省には、

奏抄・奏彈・露布・議・表・狀

の六種が見える。『行記』には円仁文書は合計三十九通認められ、大別すると、狀・牒・施舍疏の三種類の書式に分類される。本稿では、そのうち、円仁文書の「狀」文書に視点を絞って検討してみたい。本稿でいう「狀」文書とは、(1)『唐六典』に見える上申文書の狀、(2)私的な書狀をいい、その用途と内容によって、申狀・献物狀・起居狀・乞賜物狀・謝賜物狀に分類する。

1. 申狀

右の『六典』によれば、「狀」は官人が皇帝やその近臣に対して用いる上達文書と規定されるが、実際には地方官府においても用いられたことが敦煌・吐魯番文書から確認され、唐代の「狀」は、臣下が皇帝に上奏する際の「狀」と、官人が上級官府に上申する際の「狀」が存在する^①。『司馬氏書儀』にはそれぞれ「奏狀式」と「申狀式」の書式が記される。中村裕一氏は、実例を用いながら唐代公式令の定める狀様式を復元した後、それが宋代の奏狀式と同

一であること、さらに唐代には申狀式に相当する狀も存在したことを確認されている^②。

しかし、上述の「狀」は官府・官人の使用する上行文書(上達文書)であり、円仁文書の申狀はほとんどの場合、官府・寺院宛の事情説明・公驗申請などに用いられている。すなわち、申狀は官人・官府間の上行文書のみならず、百姓が所属の官府・官人に発する文書としても使われていた。呉麗娛氏は唐後期から五代に編年される敦煌文獻には、奏狀及び州県間の上行文書としての申狀は見えなくなり、帰義軍官人または僧侶・道士らの個人から節度使または長官に発する狀が増えている。帰義軍管轄地域では個人から直接、節度使に上申できたという現象を反映していると指摘した。すなわち、唐後期において、上申文書の狀は百姓が官府・官人に発する文書としても広く使われていたのであり、それが円仁の狀にも反映されたのである。しかし、小野勝年氏^③・呉麗娛氏は、『司馬氏書儀』をもとに、唐代にも「申狀」と呼ばれる書式があったと述べたが、赤木崇敏氏は唐代では「申狀」という官文書の様式はなく、ただ「狀」としか呼ばず、「申」と「狀」とは全く別の書式であると論じた^④。本稿では、便宜上、円仁から官府・寺院宛の上申文書を申狀と称する。

円仁の巡礼生活において最も頻繁に使われたのは、この

申状である。円仁は最後の遣唐使に同行して唐に留学したが、もともと請益僧（入唐僧のうち短期間留学僧）であったため、目指す天台山へは旅行許可が下りず、空しく帰国せねばならない事態に陥った。入唐求法の宿願を叶えるために、円仁は唐での不法滞在を決意し、海州東海県で遣唐大使一行から離れ、張宝高（張保舉）設立の赤山法華院に寄寓した。管轄官署の文登県から円仁一行の状況を報告するようにと督促する県帖が下り、それに返答して円仁は次の文書②を作成した（丸番号は後掲表一の文書番号と対応、以下同じ）。

日本國僧一人、從小師二人、行者一人。留在山院事由。

右、僧等為求佛法、涉海遠來。雖到唐境、未遂宿願。

（中略）今蒙県司勘問、具事由如前。

牒件状如前。謹牒。

開成四年七月二十日 日本國僧圓仁状帖

從僧惟正、僧惟暁、行者

丁雄万奉帖

實際に県帖の訊問に対して、円仁だけでなく、円仁一行の受入側として赤山法華院も次の文書（『行記』卷二、開成四年七月二十八日条）を發した。

青寧郷赤山院状上

勸日本國僧人船上不歸事由等状

右、日本國僧圓仁、小師惟正・惟暁、行者計四人、

（中略）謹具状上、事由如前。

開成四年七月 日 赤山院主僧 法清状

同じ返答の文書として、赤山法華院の發した文書は明らかに申状の形式を採っているので、円仁も同じく申状を使うはずである。しかし、文書②文末の「牒件状如前、謹牒」は一見すると牒式文書の形式のように見え、署名の「發信者状帖」は帖式文書のようにも見える。青木氏は、「帖」を「牒」の混用とみて、文書②のような「發信者帖」で終わる文書をすべて牒式文書とした。¹⁵⁾しかし、前述の県帖に続き、円仁一行の動向及び居場所を調べるために、もう一通の県帖が下った。次の文書③はその返答文書である。

日本國僧圓仁等状上

奉帖勘問抛卻在赤山院日本國僧三人、行者一人、東

西存亡事由状。

右、僧等為慕佛法、權住山院、已得穩善。欲擬使出遊、禮諸處。緣時臨寒、未有東西、在此山院過冬。到春巡禮名山、訪尋聖跡。僧等情願状報先了。今蒙帖勸東西存亡、謹具事由、状上如前。牒件状如前、謹牒。

開成四年九月三日 日本國僧圓仁等帖

これを牒式文書だとすれば、冒頭の「発信者状上」は矛盾することになるであろう。それならば、「牒件状如前、謹牒」という牒式文書によく見られる文言はどう理解すべきであろうか。小野勝年氏は右の文書②の「帖」を「牒」の誤りであり、牒は本来官庁間で取り交わされる書式であると理解し、円仁が状式ではなく、牒式を用いるのは、彼の身分が官僧であり、国家から派遣されて求法を行うといった考え方が強かったためと思われると指摘した。¹⁶⁾一方、赤木崇敏氏は敦煌帰義軍時代の状文書を考察し、冒頭または文末に「状」「状上」がありながら、「不敢不申」「伏聴処分」及び「牒件状如前、謹牒」など牒式文書用語も混用する事例を指摘し、さらに『石林燕語』卷三、唐旧事、門状条に「至於府県官見長吏、諸司僚属見官長、藩鎮人朝見宰相及台參、則用公状。前具銜称、「右某謹抵候」、「某官伏听处分」、「牒件状如前、謹牒」此乃申状。非門状也」とあるから、それらの牒式用語を混用した文書は状文書であると論じた。¹⁷⁾したがって、「牒件状如前、謹牒」などを用いる文書が必ずしも牒式文書だとは言いきれないのである。

次に、文末の署名「発信者状帖／帖」をどうとらえるべきであろうか。帖式文書が官府の下達文書であることは先行研究ですでに明らかである。¹⁸⁾円仁文書に署名「発信者帖」があるからといって、円仁が下達文書を発したはずは

なく、書式規定と実際の使用例のズレは考慮しなければならぬであろう。そして、これらの文書は官府の下した帖文書に対する返答文書なので、この場合はまだ唐の行政文書に慣れていなかった円仁の誤用である可能性が高いと思われる。

前掲の文書②・③のような誤用はほかにも何通か確認できるが、申状の書式に則って作成された文書も多く見られる。例えば、開成五年三月二日に登州開元寺に到着した円仁は、五日に早速次の文書⑬を發し、公驗を申請した。

日本國求法僧圓仁状上

請賜公驗、往赴五台等名山及諸方處巡禮聖跡、尋師學法。

僧圓仁、弟子惟正、惟曉、行者丁雄萬、緣身剃刀衣鉢等。

右、圓仁等本心志慕釋教、修行佛道。遠聞中華五台等諸處……恐所在州縣、關津、口鋪及寺舍等不練行由、伏望使君仁造、特賜公驗、以為憑據。伏請處分。牒件状如前、謹牒。

開成五年三月三日 日本國求法僧圓仁状上

この文書は間違いなく申状といってよい。したがって、本稿では冒頭は「発信者状／状上」、本文は「右」で始まって、署名「発信者状／状上／帖」で終わる文書を「申状」

に分類する。

2. 起居状

「起居」とは、日常生活、寝食の意で、転じて尊長者の起居・機嫌・安否などをいう。書儀においては、尊長者の安否をたずねる文書を起居状・起居啓状といい、本稿では「起居状」と称する。円仁文書には九通の起居状があり、多くは官人または僧侶宛の文書である。起居状に関しては、敦煌文献P二六四六、唐・大中年間張敖撰『新集吉凶書儀』、「起居状」の項には、

孟春猶寒、伏惟官位尊體動止萬福、即日某蒙恩。限以卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至。謹奉状起居。不宣、謹状。某月日具官階姓名状上

某官閣下 謹空

とある。円仁文書の起居状（文書⑨）の一例を提示すれば、生年未祇奉、久承高風、伏増欽仰。仲春已暄、伏惟大使尊體動止萬福。即此圓仁遙蒙仁德、無任勤仰。圓仁為果舊情、淹滯唐境。微身多幸、留游大使本願之地。感慶之外、難以喻言。圓仁辭郷之時、伏蒙築前太守寄書一封轉獻大使。忽遇船沈淺海、漂失資物、所付書劄隨波沈落。悵悵之情、無日不積。伏冀莫賜怪責。祇奉末期。但増馳結之情。謹奉状起居。不宣、謹状。

開成五年二月十七日

日本國求法僧傳燈法師

位 圓仁状上

清海鎮大使 麾下謹空

のごとくである。赤山法華院に到着した円仁に対し、清海鎮大使張宝高は大唐売物使崔兵馬司を遣わして円仁を慰勞した。その後、円仁は張大使に右の起居状を發し、筑前太守に頼まれた張宝高宛の手紙を失くしたことを通達した。円仁はこの張宝高や唐の知巡侍御などの官人だけでなく、寺院の僧侶宛にも起居状を發しているが、これはもちろん在唐期間中の人間関係を維持し、求法巡礼の旅を順調に進めるためである。

なお、末尾の文言に「謹奉状起居」の五字がない文書も何通がある。これらの文書を起居状の範疇に入れてしまうのは全く問題がないわけではない。しかしながら、冒頭の文言といい、全体のスタイルといい、これらの文書は起居状とほぼ同じ定型である。いわば「書信」というべきものであるが、今はこれらを「起居状」の一変型と見ておきたい。

3. 乞賜物状

円仁は請益僧であり、赤山法華院の僧侶の協力で唐に在留できたが、基本的には不法滞在者の身分であるがゆえ

に、唐政府からの供給（駅の利用・食糧など）は得られなかった。そのため、彼は至るところで他人の布施を必要とした。円仁の日記によれば、途中で百姓の家に泊ったり、食事を与えられたりしたが、天候不順の場合は、官人らに布施を求めざるを得ない場合もあった。円仁文書には、路次の官人らに布施を願った書状が二通見られ、それらの文書は状の書式を取っているため、本稿ではこれらの物を言う文書を「乞賜物状」と称する。その一通（文書⑬）を提示すると、

日本國求法僧圓仁

請施齋糧

右、圓仁等遠辭本國、訪尋釋教。為請公驗、未有東西。到處為家、饑情難忍。緣言音別、不能專乞。伏望仁恩、舍香積之餘供、賜異蕃之貧僧。先賜一中、今更惱亂、伏深悚愧。謹遣弟子惟正狀。謹疏。

開成五年三月廿五日

日本國求法僧圓仁狀上

員外閣下謹空

のごとくである、この文書を提出する前に、円仁は日記に、從登州文登縣至此青州、三、四年來蝗蟲災起、吃卻五穀、官私饑窮。登州界專吃橡子為飯。客僧等經此險處、糧食難得。粟米一門八十文、粳米一門一百文。無糧可吃。便修狀、進節度副使張員外乞糧食。（『行記』

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

卷二、開成五年三月二十五日条

と記した。登州文登県から青州にかけて、三、四年間凶作であり、自力では食べていけなかったため、節度副使張員外に布施を願ったのである。円仁の乞賜物状を受け取った官人らは、相手が公験を所持していないとはいっても、円仁の要望に快く応えていた。

4. 謝賜物状

前項で言及した乞賜物状を受け取って布施した官人もいれば、自分から積極的に布施をする官人もいた。両者に対して、円仁は「謝賜物状」を發して感謝の気持ちを伝えねばならなかった。『行記』卷二、開成五年三月三日条には、

前略……從載門入參見使君、邀上廳裡啜茶。使君手書施兩碩米、兩碩面、壹門油、一門酢、一門鹽、柴三拾根、以宛旅糧。

とあり、円仁は三月五日早朝、「状を奉じて使君に謝」した。その状（文書⑭）を示すと、

日本國求法僧圓仁

伏蒙給賜米貳碩、面貳碩、油壹門、酢壹門、鹽壹門、柴三拾根。（中略）謹奉狀陳謝。不宣、謹狀。

開成五年三月五日

日本國求法僧圓仁狀上

使君節下謹空

のごとくである。円仁文書には謝状が五通あり、前述の起居状と同じく尊長者宛の私的文書である。呉麗娣氏は敦煌文献『吉凶書儀』採録の表状書儀を考察し、官人同士でよく交わした文書としては、賀儀と謝儀がその主体で、内容は昇進・祭日・起居を賀うものと下賜を感謝するものであると指摘した。そして、実際にはこのようなことは敦煌地域にとどまらず、李商隱・羅隱など唐末期の文人の文集にも、前述の謝状・賀状の占める割合は皇帝に上進する謝表・賀表を遥かに超えているという。²⁰⁾

つまり、上司宛の起居状・謝状などの文書は、唐後期の官僚政治と社会生活において欠かせない一部となってきたと考えられる。このような世界で生きていた円仁は、官僚社会と切っても切れない関係を持っていたので、たびたび官人らにこれらの私的文書を出さねばならなかったであろう。

5. 献物状

敦煌文献には、前述の起居状・謝状など儀礼的文書のほか、上司に物品を上進する際に用いられた「献物状」もある。円仁文書には二通の献物状がみられるが、これらは官人ではなく、長安青龍寺真和尚に物品を贈る際に添えられた文書である。その一通(文書²⁹⁾)を提示すると、

錢壹拾貫文

右、雖輕少、謹表重誠、伏望檢領。圓仁為法遠來、喜遇和尚、求學胎藏大法。伏請慈悲、特垂付授。伏願弘傳佛法、利益有情。無任勤欽之誠。謹奉状、謹白。

會昌元年四月廿八日

日本國求法僧 圓仁上

青龍寺真和尚 法前

表一 円仁文書一覽表²¹⁾

申状	十六通	文書②(六六頁)、文書③(六九一七〇頁)、文書⑪(八五一八六頁)、文書⑬(八七七八八頁)、文書⑯(九〇頁)、文書⑰(九五頁)、文書⑳(二四〇一四一頁)、文書㉓(二四一頁)、文書㉕(二四四頁)、文書⑳(二五二頁)、文書㉑(一五七頁)、文書㉒(一六〇一六一頁)、文書㉓(一七二一七三頁)、文書㉔(一七三頁)、文書㉕(二七三頁)、文書㉖(一七三一七四頁)
献物状	二通	文書㉘(一一五〇頁)、文書㉙(一一五〇一頁)
乞賜物状	二通	文書⑱(九五一九六頁)、文書㉚(九六一九七頁)
起居状	九通	文書⑥(七七頁)、文書⑦(七八一七九頁)、文書⑧(八頁)、文書⑨(八一頁)、文書⑮(九〇頁)、文書㉛(一四三頁)、文書㉜(一四四一四五頁)、文書㉝(二五〇頁)、文書㉞(二五五頁)
謝賜物状	五通	文書⑩(八一頁)、文書⑫(八六一八七頁)、文書⑲(九六頁)、文書㉗(九七頁)、文書⑳(一五一頁)

のごとくである。すなわち、円仁が真和尚に「錢壹拾貫文」を贈ったのは、胎藏大法を学ぶためであった。円仁は開成五年（八四一）八月二〇日に長安に至り、城内の寺院を廻って仏教經典を学んだ。ただし、その前に、束脩（学費）としての金銭または物品を寺院の関係者に献上したのである。

以上、円仁文書を整理・分類してみると、状式文書は合計三十四通であり、内訳は申状が十六通、起居状・謝賜物状・献物状・乞賜物状などの私的文書が十八通である。これらの文書の分類を一覧表にすると、表一のごとくである。私的文書が多いのは、よい人間関係の維持が円仁の巡礼生活におけるもっとも重要な問題であったことを反映している。

第二節 円仁文書と円珍文書の比較

円仁と円珍の文書を比較する前に、まず円珍文書を簡単に整理してみると、表二のとおりである。ただし、表中の文書名は『園城寺文書』第一巻による名称であり、必ずしも各文書の種類を反映するとは限らない。「公験」は申請者の申請書を引用し、それを承認する文書として発行されるので、申請書引用の部分は円珍作成の文書と見られる。

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

そして、それらの文書には状文書と牒式文書があり、表二では括弧でその分類を示している。この分類に基づいて、円仁文書の「状」文書と円珍文書の書式を比較してみよう。

表二 円珍文書一覽²²⁾

文書種類	名称	数量
申状	請台州刺史両字及印信状、再請台州刺史両字及印信牒	2
牒	請台州公験牒	1
謝賜物状	請賜台州公験牒	1
公験	鎮西府公験（日本発行・申状）、福州公験（牒式）、温州横陽縣公験（牒式）、温州安固縣公験（牒式）、温州永嘉縣公験（牒式）、台州黄岩縣公験（牒式）、台州臨海縣公験（牒式）、台州公験請状（牒式）	8

1. 申状の比較

円珍は国費によって入唐したため、帰国後に留学の成果を国に提出しなければならず、そこで彼は台州刺史に「公憑印信」を発行してもらうために、次の「乞台州公據印信状」を提出した。

國清寺

日本求法僧圓珍

右、圓珍今月五日、具事由、乞賜、准舊例、將所寫得

經卷數並請憑據狀等僅隨狀 呈伏蒙

……(中略)……所請 大唐公憑印信、

伏乞

使君仁恩、特賜准前例 處分、下情無任兢惶瞻

望……(中略)……

…伏聽 處分。

牒件狀謹具如前、謹牒。

大中十二年三月五日 日本國求法僧 圓珍狀

次に、円仁が公験を申請するために登州刺史宛に発した申状(文書⑩)を提示する。

日本國求法僧圓仁

右、圓仁本願往臺山、經夏後游諸處、巡禮聖跡。恐漸

時熱、有阻行李。先有狀、惱亂使君公験、伏請處分。

牒件狀如前。謹牒。

開成五年三月八日 日本國求法僧 圓仁狀上

両文書の構文を比較してみると、表三のとおりである。

表三 円仁・円珍文書比較一覽

文書	円仁文書	円珍文書
冒頭	日本國求法僧圓仁	國清寺 日本求法僧圓珍
本文	右、圓仁……伏請處分。	右、圓珍……伏聽處分。
文末	牒件狀如前。謹牒。	牒件狀謹具如前、謹牒。
署名	日本國求法僧 圓仁狀上	日本國求法僧 圓珍狀

表三を見れば、文の長短の差はあっても、基本的な形式は同一であることが知られる。しかし、両文書には、異なる所もいくつかある。すなわち、①両者は同じく冒頭で「日本國求法僧+法名」と書くが、異なるのは円珍文書には文書作成当時の所在地を前に記すことである。円珍文書は書式と関係なく、すべて円珍の所在地を記す傾向がある。②本文は「右」で始まるが、末尾の定型句には、「伏請(聴)處分。牒件狀(謹具)如前、謹牒」といった若干の違いが見られる。③末尾署名の次に「狀」と「狀上」の違いが見られることである。

実際には、円珍文書には入唐公験(鎮西府公験)が一通残っており、その文書から円珍の申請文書を抽出すると、以下のとおりである。

江州延曆寺僧圓珍

為巡礼共大唐商客王超、李延孝等、入彼国状、

并従者、隨身經書、衣物等

僧圓珍、字遠塵年四十一一臘廿二

従者僧豐智年卅三臘十三沙彌閑靜年卅一俗姓海譯語丁滿年卅

八物忠宗年卅二經生的良年卅五伯阿古滿年廿八大全吉

年廿三

隨身物經書肆伯伍拾卷、三衣、鉢器、剔刀子、雜資

具等、名目不注

右、圓珍、為巡禮聖迹、訪問師友、与件商人等、向大唐國、恐到彼国、所在鎮鋪、不練行由、伏乞判付公驗、以為憑據、伏聽處分。

牒件状如前。謹牒。

仁壽三年七月一日 僧圓珍牒

右の文書は仁壽三年（八五三）七月一日に日本・鎮西府に宛てた公驗申請文書である。前掲の円仁・円珍の両申状のように、冒頭は「発信者（+状/状上）」、本文は「右：」で始まり、牒件状（謹具）如前、謹牒」と結句するが、署名は「発信者+牒」である。実際には、円仁文書にも同じ書式を取っている文書があり、これらの文書もすべて「申状」と見るべきである。なお、十世紀の敦煌でも「発信者+牒」と「発信者+状/状上」の両ダツシユが見られる。

2. 謝賜物状の比較

円仁文書には六通の謝賜物状があつて、そのほとんどが布施した官人宛の文書である。それに対して、円珍文書には謝賜物状（請賜台州公驗牒）は一通しかない。台州刺史宛の文書であり、「公憑印信」発行に対する次の謝状である。

國清寺

日本國求法僧圓珍

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

右、圓珍遠辭郷 國、幸達 大邦、求獲

真正出家之乘。伏遇

使君特垂 大造、恩獎逾越、批印誠

懇。行由荷載山丘、終身感惕法輝、

二國福流萬代、永將奉資

使君旌威。圓珍言辭窘塞、窮申不及、

謹專状 陳謝。無任慚惶戰懼之至。謹具如前、伏

聽 處分。

牒件状謹具如前、謹牒。

大中十二年四月九日 日本國僧圓珍状

一方、円仁は開成五年三月二十五日に登州より青州に至り、数年の蝗虫害による食糧入手の難しさを訴えて布施を乞う状を節度副使に出した。張副使はそれに応えて米麴を給したので、円仁は次の謝賜物状（文書¹⁹）を發した。

日本國僧圓仁謹謝

員外仁造、給米面。不勝感戴、難以銷謝。下情〔不〕

任感愧之誠。謹奉状陳謝。不宣、謹状。

開成五年三月廿五日 日本國求法僧圓仁状上

員外閣下謹空

右の両文書を比較してみると、表四のとおりである。両文書の相違点をまとめれば、①冒頭は円仁文書「発信者+謹謝」、円珍文書「発信者」であること、②本文は円仁文

書は直接要件を述べ、「不宣、謹状」で結ぶのに対して、円珍文書は「右」で始まり、「牒件状如前、謹牒」で結句すること、③署名は円仁文書「発信者+状上」、円珍文書「発信者+状」であること、④円仁文書には宛名を記すこと、の四点が指摘できる。

表四 円仁・円珍文書比較一覽

文書	円仁文書	円珍文書
冒頭	日本國僧圓仁謹謝	國清寺日本求法僧圓珍
本文	員外仁造、給米面……下情 (不)任感愧之誠。謹奉状陳謝。 陳謝。	右、圓珍……謹專状陳謝。無任慚惶戰懼之至。謹具如前、伏聽處分。
文末	不宣、謹状。	牒件状如前。謹牒。
署名	日本國求法僧圓仁状上	日本國求法僧圓珍状
宛名	使君節下謹空	

円仁文書において個人宛の謝状・起居状・乞賜物状・献物状・施舍疏などの私的文書は、すべて宛名を記していることが確認できる。それに対して、右の円珍作成の謝状は、明らかに公的文書である申状の書式を取っている。すなわち、他人の布施に対して感謝の意を表す円仁の謝状はあくまでも個人間の往来した私文書であるが、行政の一環として、「公據印信」を発行してくれた台州刺史に対して感謝の意を表す円珍の謝状はある意味において官文書であ

る。したがって、両者は同じ謝状であっても、異なった書式を用いている。

一方、ここで注意すべきは、申状にしる、謝状にしる、署名に関しては、円仁文書には「発信者+状上」が多く見られるが、円珍文書にはすべて「発信者+状」を用いられる。つまり、円珍文書と比べて、円仁文書の言葉遣いはより丁寧でうやうやしい。なお、『慶元條法事類』文書門は宋代の基準であるが、そのベースは唐制にあるので、参考にしてみても、「発信者+状上」は見られない。したがって、円仁と円珍の署名の差の背景としては、不法滞在者と公的資格者という点が指摘できよう。両者の唐における身分の差、および各々が巡り合った歴史環境と密接な関わりがあったと推測できる。

第三節 円仁文書と敦煌文献の比較

1. 申状の比較

前述のごとく、円仁は入唐求法の宿願を叶えるために唐での不法滞在を決意し、赤山法華院に寄寓した。彼は「山院にて冬を過ごし、春に到りて遊行し、台山を巡礼せんと擬す」(『行記』卷二、開成四年七月二十三日条)の計画通りに、開成五年(八四〇)二月十九日に文登県青寧郷を出

発し、同年三月三日に登州に到着し、早速公験を申請するため、左の文書（文書⑬）を登州都督府に提出した。

日本國求法僧圓仁状上

請賜公験、往赴五臺等名山及諸方處巡禮聖跡、尋師學法。僧圓仁、弟子惟正、惟曉、行者丁雄萬、緣身剃刀衣鉢等。

右圓仁等本心志慕釋教、修行佛道。遠聞中華五臺等諸處、佛法之根源、大聖之化處。西天高僧、踰險遠投、唐國名徳、遊茲得道。圓仁等舊有欽羨、涉海訪尋、未遂宿願。去開成四年六月内、到文登縣青寧郷赤山新羅院。隔生緣於滄溟、忘懷土於海岸。幸蒙放任東西、得到使君仁境。今欲往赴諸方、禮謁聖跡、尋師學法。恐所在州縣、關津、口鋪及寺舍等不練行由、伏望使君仁造、特賜公験、以為憑據。伏請處分。牒件状如前、謹牒。

開成五年三月三日 日本國求法僧圓仁状上
これと同じ書式を敦煌文献P三七三〇（五）（年不明）に見ると、次のとおりである。

報恩寺僧崇聖 状上

右崇聖一奉大衆驅使、觸事不允衆意、又淹經歲、趨事無能、雖然自寸栽種園林、猶若青雲□
護、菓物每供、僧衆不憫、今崇聖限年遊蒲柳、

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

歲當桑榆、疾苦疣加、無人替代。頭風眼闇、衢路得知。是□無堪、恐有失所、敢投状。伏望教授和尚商量、放老那逍遙養性、任性閒居、差一強替、乞垂處分。
牒件状如前。謹牒。
申年十月日崇聖状上

上状人の報恩寺僧崇聖が年のせいで病に襲われ、依頼された仕事を辞退するために、右の文書を寺衙に提出した。右の円仁文書と敦煌文献P三七三〇（五）を比較してみると、次表のごとくである。基本的には、両文書は同一の構文を取っていることがわかる。

表五 円仁文書・敦煌文献比較一覧

文書	円仁文書	敦煌文献
冒頭	日本國求法僧圓仁状上	報恩寺僧崇聖状上
本文	右僧等為慕佛法……謹具事由、状上如前。右崇聖一奉大衆驅使……乞望處分。	
文末	牒件状如前、謹牒。	牒件状如前、謹牒。
署名	開成五年三月三日 日本國求法僧圓仁状上	申年十月日崇聖状上

一方で、円仁文書には、本文は「右」で始まり、「牒件状如前、謹牒」で結ぶ形を取りながら、署名だけは「発信

者+牒」と書かれた文書も何通かある。同じ書式は、敦煌文献P三七三〇(四)(八二九か八四一年)に確認できる。ちなみに、赤木崇敏氏は吐魯番文書の実例から唐代の状(上申文書)を復元された²³⁾、それを示せば、

① 發出主体 状上 宛先
② 事書

③ 右:(本文) : 謹録状上○, 謹状○, 請処分○, 聴裁。

④ 牒件状如前、謹牒。

⑤ 年月日 発信者 牒。

※①「状上」+宛先はしばしば省略される。③本文は①冒頭行よりも一字から二字ほど下げて書く。④定型句は①と同じ高さから書き始め、③本文よりもやや字間を広くとる。⑤発信者の直後に「牒」と記す。

のごとくである。円仁文書と敦煌文献は、基本的にはこれと同じ書式に則っているといえよう。

2. 謝賜物状の比較

ここでは、円仁文書の謝賜物状(文書²⁴⁾)を、敦煌文献S六四〇五v「僧恒安謝司空賜足段状」(八八一年前後)と比較してみたい。両文書を提示すれば、次のとおりである。

日本國求法僧圓仁

伏蒙尚書仁造、賜給布三端、茶陸斤。下情不勝感戴。謹奉狀陳謝。不宣、謹狀。

開成五年四月二日

日本國求法僧圓仁狀上

僧恒安

右恒安二月廿日、敦煌縣令宋智岳使迴、伏奉

委曲兼匹段等、跪授驚惕、無任戰懼。且恒安

生自邊土、智乏老誠、才業荒殘、學無所

□□□□□□ 仁瑞、天與孤貞、槐

□□□□伏蒙

司空猥録蠢蝸、遠寄縑緗。願持掃灑之功、

巨答 丘山之福、限以夔阻、不獲、

隨狀陳

謝。謹録狀上。(以下、欠)

右の円仁文書は、食料を施された円仁が尚書に感謝の意を表した書状であり、敦煌文献S六四〇五vは、司空から緞子をもたらした僧恒安が発した謝賜物状である。両通の文書を比較してみると、表六のごとくである。やはり構文は同一の形式をとるといってよいであろう。

表六 円仁文書・敦煌文献比較一覽

文書	円仁文書	敦煌文献
冒頭	日本國求法僧圓仁	僧恒安
本文	伏蒙尚書仁造、賜給布三端、茶陸斤。下情不勝感戴。謹奉狀陳謝。	右恒安……伏奉委曲兼匹段等……隨狀陳謝。
文末	不宣、謹狀。	謹錄狀上。
署名	日本國求法僧圓仁狀上	

ちなみに、敦煌文献P二四六四・張敖撰『新集吉凶書儀』（唐・大中年間）には、「謝賜物状」の書式が記されている。それを示せば、

某色目物

右伏奉委曲、特賜前伴物捧授 限以卑守……拜謝未由、無任悚懼感戴之至。謹差某奉狀陳謝、謹錄狀上。

のごとくである。唐代後期には、このような謝賜物状の書式があつて、円仁ら留学僧はこの書式に則つて文書を草したと考えられる。

3. 起居状の比較

ここでは、円仁文書の起居状（文書⑥）とP二五五五・P二「九月二十三日守肅州長史周弘直状」（年不明）と比較してみる。『行記』卷二、開成五年正月二十日条に「当院の綱維は更に一状を作りて、惟正及び院家の使いを差わ

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

し、登州の軍事押衙張詠の宅に報せしむ。求法僧は別に一状を作りて、同じく押衙に送りぬ」とある。つまり、円仁の巡礼許可申請を受けた赤山法華院の綱維は、直ちに登州軍事押衙張詠に発する申状を作成し、そして円仁は恐らくは公験の順調な発給を願つて、左の張詠宛ての起居状を出した。一方、敦煌文献は守肅州長史周弘直が長史留後に発した起居状である。

展奉年開、春景惟新。伏惟押衙尊體動止萬福。即此圓仁蒙推免。先日、伏蒙慈流存問、殊慰勤慕、無任感慶。限以旅情、不獲被（見）。豁欣之誠、何以為喻。

圓仁欽慕尺教、淹留唐境。今欲往赴諸方、尋訪聖跡。伏仰洪仁、事幸垂恩庇。謹遣弟子僧惟正奉狀代身、不（宣）、謹狀。

開成五年正月二十日 日本國求法僧 圓仁狀上
張押衙侍者謹空

季秋霜冷、伏惟

長史留後尊體動止萬福。即日弘直蒙恩、限

以所守、未由仗 謁。謹專奉狀

起居、不宣、謹狀。

九月二十三日 守肅州長史檢校國子祭酒兼禦史中丞上柱國周弘直 狀上

長史留後閣下謹空

右の二通の起居状を比較してみれば、表七のごとくである。両者の書式は同一の形式を踏まえていることがわかる。

表七 円仁文書・敦煌文献比較一覽

文書	円仁文書	敦煌文献
冒頭	なし	なし
本文	展奉年開、春景惟新。伏惟押衛尊體動止萬福。即此圓仁蒙推免……伏仰洪仁、事幸垂恩庇。	季秋霜冷、伏惟長史留後尊體動止萬福。即日弘直蒙恩、限以所守、未由仗謁。
文末	謹遣弟子僧惟正奉狀代身、不〔宣〕、謹狀。	謹專奉狀起居、不宣、謹狀。
署名	日本國求法僧圓仁狀上	守肅州長史檢校國子祭酒兼禦史中丞上柱國周弘直狀上
宛名	張押衛侍者謹空	長史留後閣下謹空

前掲敦煌文献張敖撰『新集吉凶書儀』には、「起居状」の書式が記される。それを示せば、

孟春猶寒、伏惟官位尊體動止萬福、即日某蒙恩、限以卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至、謹奉狀起居。不宣、謹狀。 某月日具官階姓名狀上

某官閣下謹空

のごとくである。表七の両文書は、この書式にほぼ符合する。このことから、円仁は当時の書儀を参考にして文書を

作成したと思われる。

以上、円仁文書を、ほぼ同時期に作成された敦煌文献との比較作業を通じて分析した。円仁は用途に合わせて、同時代の書儀を参考にして、ふさわしい文書を草したことがわかる。なぜならば、円仁『日本国承和五年入唐求法目錄』に「鄭余慶重修定『大唐新修定公卿士庶内族吉凶書儀』一卷」が含まれており、彼が書儀を見ていたことは疑いないからである。これらのことから、円仁は仏教経典だけではなく、唐での生活に欠かせない書儀も意図的に集め、さらに習得したことがうかがえるのである。

むすび

本稿で述べたことをまとめると、次のごとくである。

①『行記』に見える総計三十四通の円仁文書における「状」文書を機能（用途）によって整理すると、申状十六通、乞賜物状二通、献物状二通、起居状九通、謝状五通に分類できる。唐の官府・寺衛宛の公的文書が十八通、官人・高僧宛の私的文書が二十一通である。円仁文書には私文書が多く、それは唐での人間関係の維持が求法巡礼において重要であった交際状況による。

②円仁と円珍は日本人僧であるため、二人の作成した同

種類の文書は類似しているが、微妙な違いも存在する。特に言葉遣いの面では、円仁文書の方がより丁寧であると言える。その相違は両者の唐における身分および各々が巡り合った歴史環境と密接関わりがあったと考えられる。

③さらに円仁文書を敦煌文献および同時代の書儀と照合すると、いずれも同じ書式に則って草されたことがわかる。一方、円珍が日本で公験を申請した際に鎮西府に提出した文書を、円仁・円珍の入唐後に唐官府に提出した文書と比べると、ほとんど同じ形式を取っている。このことから、唐の官文書は当時の日本の官文書の書式にも通用したことが見てとれる。

④円仁の「状」文書には、何通か帖・牒などによく使われる文言を用いる文書も見られる。前者はおそらく円仁の誤用だと考えられるが、後者は唐後半期の敦煌文献にもしばしば同じ用例が確認できる。敦煌文献との比較作業を行うと、円仁文書は書式から用語までほとんどそれと一致することが確認され、さらに唐の公式令を参考にした『養老令』にも同じ官文書の書式が記されることから、円仁は入唐する前にすでに日本に伝来した唐代の官文書と書信を習得し、入唐後も意図的に書儀を収集し勉強したことがうかがえる。

なお、『行記』に見える円仁の文書は、「状」文書以外の

範疇に入れるべき文書も存在する。それらの書式の分析は別稿に譲りたい。

謝辞

…本稿を執筆するにあたっては、四国学院大学文学部赤木崇敏准教授から貴重なコメントをいただき、心より御礼申し上げます。

注

- (1) 園城寺編『園城寺文書』第一卷（講談社、一九九八年）。
- (2) 初めて『行記』を欧米に紹介したのは Edwin Oldfather Reischauer, *Emmin's Travels in Tang China*. Ronald Press Company, 1955. Edwin Oldfather Reischauer, *Emmin's Diary: The Record of a Pilgrimage to China in Search of the Law*. Ronald Press Company, 1955 である。『行記』に校訂・訳注を施したのは、足立喜六注釈・塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』（平凡社、一九七〇—一九八五年）、小野勝年『入唐求法巡礼行の研究』第一・二・三・四卷（法蔵館、一九八九年、原本は鈴木学術財団、一九六四—一九六九年）、顧承甫、何泉達『入唐求法巡礼行記』（上海古籍出版社、一九八六年）深谷憲一『入唐求法巡礼行記』（中央公論社、一九九〇年）、白化文・李鼎霞・許德楠校注『入唐求法巡礼行記』（花山文芸出版社、一九九二年）などの研究がある。『行記』で使われた語彙を総体的に分析したのは、董志翹『入唐求法巡礼行記詞彙考』（中国社会科学

学出版社、二〇〇〇年)、円仁に関する研究は、佐伯有清『円仁』(吉川弘文館、一九八九年)、鈴木靖民編『円仁とその時代』(高志書院、二〇〇九年)、同氏編『円仁と石刻の史料学・法王寺釈迦舍利藏誌』(高志書院、二〇一二年)などがある。

(3) 青木孝『円仁「入唐求法巡礼行記」の書状』(青山学院女子短期大学学芸懇話会、一九八二年)。

(4) 中村裕一『唐代官文书研究』(中文出版社、一九九一年)、四九二―五〇七頁。

(5) 赤木崇敏『唐代官文书体系とその変遷―牒・帖・状を中心に―』、平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十―十四世紀を探る』(汲古書院、二〇一三年)三二―七五頁。

(6) 本稿で引用した敦煌文献の録文は原文書をもとに、唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会経済文献真迹释録』三・四・五輯(全国図書館文献縮微複製中心、一九九〇年)の録文を参考にして作成した。

(7) 『唐六典』巻二、尚書都省(中華書局、一九九二年)、一頁。

(8) 前掲注(7)『唐六典』巻八、二四一―二四二頁。

(9) 赤木崇敏「曹氏帰義軍時代の外交関係文书」(大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」森安孝夫・坂尻彰宏編『シルクロードと世界史』二〇〇三年)、呉麗娛「從敦煌吐魯番文书看唐代地方行政機構行用的状」(『中華文史論叢』二〇一〇年第二期、総第九十八期)、同氏「下情上達…兩種「状」的应用与唐朝的信息伝

通」(『唐史論叢』二〇〇九年第一期)。

(10) 中村裕一『唐代制勅研究』(汲古書院、一九九一年)四三―四三九頁。

(11) 前掲注(9) 呉論文(二〇一〇年)、六八頁。

(12) 前掲注(2) 小野著書第二卷、八四―九二頁。

(13) 前掲注(9) 呉論文、二〇一〇年。

(14) 前掲注(6) 赤木論文、四二―四七頁。

(15) 前掲注(3) 青木著書、二五頁。なお、赤木氏は「牒件状如前謹牒」は、状に特有の定型句で、牒式とは関係ないとされている(赤木崇敏「唐代前半期の地方文书行行政―トゥルファン文书の検討を通じて―」『史学雑誌』一七七一―二〇〇八年・前掲注(6) 赤木論文)。

(16) 前掲注(2) 小野著書第二卷、八四―九二頁。

(17) 前掲注(9) 赤木論文、一三五―一三七頁。

(18) 樊文礼・史秀蓮「唐代公牘文「帖」研究」(『中国典籍と文化』二〇〇七年第四期) 八一―二頁、荒川正晴「唐代中央アジアにおける帖式文书の性格をめぐって」(土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文书の新研究』東洋文庫、二〇〇九年)、二七一―二九一頁、雷聞「唐代帖文的形態与運作」(『中国史研究』二〇一〇年第三期)、八九―一六頁。

(19) 十世紀の例であるが、坂尻彰宏氏は敦煌文献をもとに起居状の書式を復元した(『杏雨書屋藏敦煌秘笈所収懸泉索什子致沙州阿耶状』『杏雨』十五、二〇一二年、三七四―三八九頁)。

(20) 呉麗娛『唐札披遺―中古書儀研究』(商務印書館、二〇

〇二年)、五三六・五四五頁。

- (21) 表一の頁は顧承甫・何泉達校注『入唐求法巡礼行記』(上海古籍出版社、一九八六年)による。なお、『行記』所載の円仁文書は冒頭と文末が欠けている文書もあるが、ここでは書式の整っている文書しか採録しないこととする。また、『行記』所載「円仁文書」では、改行や平出は示していないが、本稿では「円珍文書」を参考にして復元した。

(22) 文書の内容は前掲注(1)を参照されたい。

(23) 前掲注(15)赤木論文(二〇〇八年)、七七頁。

(24) 敦煌文献「僧恒安謝司空賜疋段状」は「謹録状上」の左で紙が切れているように見え、失われた部分の復元案によつては「謝賜物状」に分類できない可能性も残される。